

こんにちは！保育コンシェルジュです！

私たち保育コンシェルジュは、みなさまの保育に関するご相談をお受けし、施設選びをスムーズにできるようお手伝いします。

今回、保育所や認定こども園、幼稚園の利用を希望しているけど、「何から始めたら？」「手続きは？」という方に制度や申込みなどについて、基本的なことからお伝えしていきます。

今回は
認可保育施設と認可外保育施設についてです。



今回は、「認可保育施設」と「認可外保育施設」についてです。

まず、認可保育施設と認可外保育施設の大きな違いは「国の基準を満たしているかどうか」です。

★ 認可保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業など）

- ・児童福祉法に定められた基準を満たし、国から認可されている保育施設をいいます。
- ・保育される人数に対して、保育士の人数や、施設の面積、設備などが法律によって決められています。
- ・子どもが利用できるかどうかは、**区役所の選考**によります。
 - ☞選考基準はどれだけ保育を必要としているかを「**点数**」にして選考されます。
- ・保育料は、各家庭の市民税の課税額により異なります。

★ 認可外保育施設

- ・認可保育施設“以外”の国の基準に寄らない独自の保育をおこなう施設のことをいいます。
 - ☞施設の名称は、〇〇保育園、〇〇託児所などさまざまです。
- ・企業が従業員向けに設置した「**企業主導型保育施設**」も、認可外保育施設です。
- ・直接施設に利用申込みするので、保護者が利用先を選ぶことができます。
- ・保育料は、基本的に施設ごとで独自に設定されています。

〈ポイント〉

認可保育施設は、国の設置基準を満たし、都道府県等により認可を受けているので安心感があります。一方で、認可外保育施設は、認可保育施設にはない独自教育に力を入れているところもあります。認可保育施設だから良い、認可外保育施設だから悪いということではなく、どちらの施設にもそれぞれ異なる良さがあります。

施設によって個性や特色が大きく違うので、認可保育施設、認可外保育施設ともに施設の特徴や保育方針など保護者自身の目できちんと確認することが大切です。

東住吉区役所では、

「利用者支援専門員(保育コンシェルジュ)」を配置し、
保育所などの保育資源やサービスの利用相談、情報提供を行っています。
東住吉区役所保健福祉課保育担当 電話06-4399-9856